## 公 表 第 11 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市教育委員会教育長及び久留米市議会議長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月18日

久留米市監査委員中島年隆久留米市監査委員樋口明男久留米市監査委員市川廣一久留米市監査委員大熊博文

## 定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成24年度

部局名: 三潴総合支所

指摘事項等				措置状況等
意見	事務		任意団体の繰越金の適正化については、	団体に、繰越金の適正化に向けた改善の取
	監査		これまで、関係部局に対して監査指摘を行	り組みを求めた結果、収入・支出の両面から
			い、改善の取組を求めてきたところである	検証が行われ、一部基金的活用を含め、繰越
			が、いまだ適正といえるまでの状況には至	額の適正化が図られました。
			っていないものがあるので、収入・支出の	
			両面からの検証を行い、早期に繰越額の適	
			正化が図られるよう更に努力されたい。	